

令和 5 年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

海 田 町 監 査 委 員

海 監 査 第 1 6 号

令和6年8月26日

海田町長 竹野内 啓佑 様

海田町監査委員 永 海 房 雄

同 大高下 光 信

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査をしたので次のとおり意見を提出する。

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率
- 2 令和 5 年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1 及び 2 の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期日

令和 6 年 8 月 16 日から 8 月 26 日

第 3 審査の方法

審査は、町長から審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

第 4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認めた。

なお、審査の概要及び審査意見は次のとおりである。

1 健全化判断比率

健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率で示され、海田町における比率は次のとおりである。

第1表 健全化判断比率

(単位：％，ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	14.01
連結実質赤字比率	—	—	—	19.01
実 質 公 債 費 比 率	7.0	6.5	0.5	25.0
将 来 負 担 比 率	0.9	—	—	350.0

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、「—」で表示している。

<参考>

公共下水道事業特別会計については、令和5年度から地方公営企業法を適用している。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

実質赤字額を標準財政規模と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質収支額（マイナスの場合のみ）}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計の実質赤字比率は第2表のとおりで、令和5年度の実質収支額は5億8,708万9千円の黒字で、前年度と比較すると2,733万9千円（4.4%）減少している。

令和5年度の実質赤字比率は、前年と同様に実質赤字額が生じていないため算定されない。

第2表 一般会計の実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
実 質 収 支 額	587,089	614,428	△27,339
標 準 財 政 規 模	7,101,092	6,983,343	117,749
実 質 赤 字 比 率	— (△8.26%)	— (△8.79%)	— (0.53ポイント)

※ 1 実質赤字比率が生じていない場合は「—」で表示している。

2 () 内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に占める割合を表す指標である。

すべての会計の赤字、黒字の額を合算し、町全体の収支における資金不足の深刻度を把握するもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{D}$$

令和5年度の連結実質赤字比率は第3表のとおりで、連結実質収支額は12億1,068万6千円の黒字で、前年度と比較して1億9,481万6千円(13.9%)減少している。

この主な要因は一般会計及び水道事業会計の実質収支額が減少したことによるものである。

令和5年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第3表 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
一般会計の実質収支額 A	587,089	614,428	△27,339
その他の会計の資金不足額又は資金剰余额の計 B	623,597	791,074	△167,477
国民健康保険特別会計	41,044	66,089	△25,045
介護保険特別会計	85,249	78,517	6,732
後期高齢者医療特別会計	765	1,959	△1,194
公共下水道事業特別会計	—	7,951	皆減
水道事業会計	378,801	636,558	△257,757
下水道事業会計	117,738	—	皆増
合 計 (A+B) C	1,210,686	1,405,502	△194,816
標準財政規模 D	7,101,092	6,983,343	117,749
連結実質赤字比率	— (△17.04%)	— (△20.12%)	— (3.08ポイント)

- ※ 1 「その他の会計の資金不足額又は資金剰余额」について、黒字の場合は資金剰余额を、マイナス「△」の場合は資金不足額を示している。
- 2 実質収支額及び資金不足・剰余额の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示している。
- 3 () 内の数値は、連結実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を過去3か年の平均値で表す指標である。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高くなる。

算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（単年度）} = \frac{A + B - C}{D - C}$$

令和5年度の実質公債費比率は第4表のとおり7.0%で、前年度と比較して0.5ポイント増加している。

この主な要因は、災害復旧事業債の元利償還額が令和3年度以降増えたことで「地方債の元利償還金（公債費充当一般財源額）A」が増加したことによるものである。

なお、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

第4表 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	令和5年度 (ア)	令和4年度 (イ)	令和3年度 (ウ)	比較 (ア)－(イ)
地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額) A	977,507	969,426	967,905	8,081
準元利償還金 B	337,859	458,713	355,728	△120,854
基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費 C	888,754	947,768	947,468	△59,014
標準財政規模 D	7,101,092	6,983,343	6,988,265	117,749
実質公債費比率（単年度）	6.87%	7.96%	6.23%	△1.09ポイント
実質公債費比率（3か年平均）	7.0%	6.5%	5.7%	0.5ポイント

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表す指標である。

この比率が高い場合は、一般財政規模に比べ高いということであり、今後実質公債費比率が高くなり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる。

算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率 } N = \frac{(A \sim H \text{ の計}) - (I \sim K \text{ の計})}{L - M}$$

令和5年度の将来負担比率は第5表のとおり、将来負担額が将来負担額へ充当可能な財源を超え、将来の負担がプラスとなったため、0.9%となっている。

この主な要因は、公共施設等整備基金を取り崩したことにより「地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額 I」が減少（△418,460 千円）したこと及び庁舎移転事業による「一般会計に係る地方債の現在高 A」が増加（279,590 千円）したことによるものである。

第5表 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
将来負担額（A～Hの計）①	15,202,387	15,342,993	△140,606
A 一般会計に係る地方債の現在高	10,674,290	10,394,700	279,590
B 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
C 一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額	3,362,042	3,849,381	△487,339
D 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	360,749	399,218	△38,469
E 退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	805,306	699,694	105,612
F 設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額	0	0	0
G 連結実質赤字額	0	0	0
H 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	0
充当可能財源等（I～Kの計）②	15,144,511	15,959,545	△815,034
I 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,718,116	4,136,576	△418,460
J 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	0	0	0
K 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	11,426,395	11,822,969	△396,574
L 標準財政規模 ③	7,101,092	6,983,343	117,749
M 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 ④	888,754	947,768	△59,014
① — ②	57,876	△616,552	674,428
③ — ④	6,212,338	6,035,575	176,763
N 将来負担比率	0.9%	— (△10.2%)	— (11.1ポイント)

※（ ）内の数値は、充当可能な財源が将来負担額を超える場合に、当該超える額の標準財政規模に占める割合を参考として記載し、負の値で表示している。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を、料金収入の規模と比較して、その割合を表したもので、経営状況の深刻度を示すものである。この資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化団体となり、経営の健全化の手続きがとられることになる。

算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額A}}{\text{事業の規模B}}$$

第6表 資金不足比率

(単位：％，ポイント)

区 分		令和5年度	令和4年度	増 減	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	20.0

※ 資金不足が生じていない場合は、「—」で表示している。

(1) 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率は第7表のとおり、資金剰余額は3億7,880万1千円で、前年度と比較すると2億5,775万7千円減少している。資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されない。

第7表 水道事業会計の資金不足比率

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
資金不足額 (△資金剰余額) A	△378,801	△636,558	257,757
ア 流動資産	561,413	747,540	△186,127
イ 流動負債	182,612	110,982	71,630
ウ 算入地方債	0	0	0
事業の規模 B	426,240	424,117	2,123
エ 営業収益の額	426,240	424,117	2,123
オ 受託工事収入の額	0	0	0
資 金 不 足 比 率	— (△88.87%)	— (△150.09%)	— (61.22ポイント)

※ 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。

2 資金不足比率が生じていない場合は、「—」で表示している。

3 () の内の数値は、資金不足が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(2) 下水道事業会計

下水道事業会計の資金不足比率は第8表のとおり、資金剰余額は1億1,773万8千円で、資金不足額は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

第8表 下水道事業会計の資金不足比率

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
資金不足額 (△資金剰余額) A	△117,738	—	—
ア 流動資産	325,597	—	—
イ 流動負債	207,859	—	—
ウ 算入地方債	0	—	—
事業の規模 B	570,500	—	—
エ 営業収益の額	570,500	—	—
オ 受託工事収入の額	0	—	—
資 金 不 足 比 率	— (△20.63%)	— (—)	— (—)

※ 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。

2 資金不足比率が生じていない場合は、「—」で表示している。

3 () の内の数値は、資金不足が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

3 総括意見

(1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算定されていない。
- イ 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。
- ウ 実質公債費比率は7.0%で、前年度より0.5ポイント増加している。
- エ 将来負担比率は、将来負担額が将来負担額へ充当可能な財源を上回っていることから0.9%となっている。

(2) 資金不足比率

令和5年度決算に基づく資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業会計いずれも資金不足額が生じていないため、算定されていない。

以上のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準をいずれも下回っている。